

外語会規則の全面改訂—主要改正点

以下は主要な改正点です。

1) 外語会役員(理事・監事)および評議員の選出方法

現行規則は評議員会が選出した「選考委員会」が役員候補を選考し、これを評議員会が検討のうえ推薦候補者を総会に提出し総会が役員を選任するとされています。しかしながら「選考委員会」はこれまで設立されたことが無く、実際には評議員会で選考された候補者リストが総会に提出され審議・決定されております。

また、現行規則は評議員を各語科の代表として規定しており、各語科構成員の人数比により評議員数を割り振ること、選出に当たっては各語科が候補を選出することとしていますが、現実的に選考する母体が存在しておりません。語科別同窓会がその役目を担うべきとの声もありますが、語科別同窓会は外語会の組織ではなく、構成員も外語会員に限られていないという現実があります。また、語科別同窓会として機能している団体は 27 言語学科のうち 12～13 に過ぎません。

そもそも、評議員を語科別の代表とすることを疑問視する向きも多いなか、評議員の選任は規則上総会が行うことになっており、現実には議長が提出した候補者リストの中から総会が選考を行って参りました。

今回の改訂は、実態にあわせ評議員を語科別の代表とすることを廃止する一方、評議員を選出するに当たっては出来るだけ語科別、男女別、年齢別のバランスを考慮することを盛り込みました。

将来的には会員特別委員会が検討中の「会員の組織化」が達成された暁には、語科別の比例代表制に復帰することも検討されるものと思います。

2) 役員の任期

現行規則は理事の選挙は2年ごとに行われ、役員全てが改選される(再選も規則の範囲内で可能)と規定しております。したがって2年中に理事が途中退任した場合は次回の選挙まで補充を行わないか、行う場合には前任者の残余期間を任期とすることとしています。

結果的に、理事の総数の約3分の1ずつを隔年ごとに新たに選任する必要があります。実務上そのような大量の理事候補を探すことは困難なので、規則が制定された当初はともかく時間の経過とともに2年毎の全員改選は行なわず、毎年総会で約6分の1ずつ補充・入れ替えを行って参りました。

今回の改訂はかかる現実にあわせたものとなっております。

3) 支部

現行規則によれば、支部の会員は外語会の会員でなければならないとされておりますが、現実には会員でない卒業生や大阪外大等他の外国語大学系の大学卒業生も支部会員としていくところが多々あります。

もともと、支部は自然発生的に古くから存在した同窓生の集まりを外語会に取り込んだという背景があり、無理やりに支部会員は外語会の会員でなければならないと規制することに無理があるといわざるを得ません。

ただし、外語会にとって支部の存在は大きいものがあり、出来る限りの相互協力を図る必要はあります。

そのような現実がある中、現行規則は支部ごとに支部規則の作成を要求したり、各種文書の

作成・保管を義務づけたり、毎年1回活動報告を提出することを求めるなど現地に過大な負担を求めるものとなっております。この結果、支部に関する規定のうちには、規則制定の当初から実行困難として無視されてきたものがあるという現実があります。

今回の改訂はかかる現実にあわせ、出来るだけ支部の負担を軽減することを意図したものです。

4) その他

* 会員の明確化

定款にあわせ、会員を正会員と客員会員に区別。客員会員は東外大卒業生以外の大学の役職員のうち大学からの入会申し込みに基づき外語会が入会を認めたものを指します。今のところ、直ちに客員会員を受け入れる準備が出来ておりませんが将来的に可能性があるので明確化したものです。これに伴い旧規則で「会員」とされていた条文の多くは「正会員」と修正されました。

* 総会における委任状による議決権行使

旧規則では委任状による委任先は「出席会員」とされていましたが、現状にあわせ「議長または出席正会員」に変更いたしました。

* 事務局分室

学生会員の総数は年々増加しており既に2,300名を超える状況下、事務局の分室を2012年4月1日から大学キャンパス内に置くために所要の修正を行ないました。

* 一般社団法人法との不整合箇所の修正

①理事会での議決に関する委任状は認められていないので修正したほか、②事務所において備えておかなければならない書類の常置期間の修正など所要の改正を行ないました。